

# 意見書案 (平成30年2月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	さらなる生活保護の削減の撤回を求める意見書 (案)	日本共産党	1
2	沖縄県での米軍機事故原因の究明と飛行中止を求める意見書 (案)	日本共産党	2
3	森友・加計疑惑の全容解明を求める意見書 (案)	日本共産党	3
4	築地市場の豊洲移転中止を求める意見書 (案)	日本共産党	4
5	洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書 (案)	公明党	5
6	所有者不明の土地利用を求める意見書 (案)	公明党	6
7	バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書 (案)	公明党	7
8	家庭教育支援法案の国会提出に反対する意見書 (案)	市民の広場	8
9	生活保護基準の算定の見直しを求める意見書 (案)	市民の広場	9
10	「カジノリゾート整備法案」の国会提出に反対し、「カジノリゾート推進法」の廃止を求める意見書 (案)	市民の広場	10

## さらなる生活保護の削減の撤回を求める意見書（案）

政府は、生活保護費を2013年度の10%削減に続いて今年10月から3年かけ、食費や光熱費など生活費にあたる「生活扶助費」を最大5%引き下げる方針です。これにより利用者の7割が給付を減らされます。削減幅は子どもの多い世帯ほど大きく都市部の「夫婦と子ども2人世帯」では、2013年の削減と合わせて年37万円もの大幅削減になります。また、2004年以降の度重なる改悪で、都市部の70歳以上の単身世帯はすでに生活扶助費が2割以上削減され、今回引き下げられれば24.3%ものカットになります。

昨年末、市民団体が行った「生活保護緊急ホットライン」では、「食事が削られている」「入浴回数が月1回になっている」「真冬に灯油が買えず肺炎になった」などの深刻な実態が明らかになっています。さらなる削減方針に対して「死んでくれといわれているようだ」との痛切な訴えが出されています。

政府は、今回の生活保護削減について、「生活保護を利用していない低所得の生活水準が下がった」ことを理由としています。これは日本の「貧困ライン」が安倍政権のもとでも下がり続けている結果であり、「アベノミクス」が失敗したことを自ら認めることになります。

生活保護は、憲法25条に明記された国民の生存権を保障する最後のセーフティーネットです。人間らしい自立した生活を保障し「生きる希望」が持てるための制度でなければなりません。明記された国民の生存権を保障することこそ国の責任です。

生活保護の削減は、住民税、保育料、介護保険料等47項目もの広範な国民の暮らしに重大な影響を与えることになり、際限のない「貧困の悪循環」をもたらすことになります。

よって、文京区議会は、政府に対し、生活保護削減方針を撤回し、2013年の削減前の水準に戻していくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

宛て

厚生労働大臣

## 沖縄県での米軍機事故原因の究明と飛行中止を求める意見書（案）

昨年12月、沖縄の米海兵隊普天間基地に隣接する普天間第二小学校の校庭に、海兵隊のCH53E大型輸送ヘリがガラスの付いた7キロもの金属製の窓枠を落下させるという、事故が起きました。落下当時、校庭にはおよそ50人の児童らがあり、落下物の風圧で飛んできた石が男児1人に当たりました。落下物がもし直撃していたらと考えると、背筋が凍る思いです。

普天間基地所属のオスプレイが名護市の海岸に墜落してちょうど1年、米軍がまたも重大事故を起こしたことは極めて深刻な事態です。沖縄県はこれまで、事故が相次ぐCH53の飛行中止・自粛を日米両政府に求めていました。

わずか1週間前にも、普天間基地から約300メートルの保育園の屋根に、CH53の円筒形の部品が落下したとみられる事故が起っています。県は「一歩間違えば人命に関わる重大な事故につながる」として、事実関係が判明するまで飛行を自粛するよう要請していましたが、それを無視しての今回の事故です。

県は事故を受け、「県民は、米軍の航空機整備のあり方、安全対策等について大きな疑念と不信感を抱かざるを得ず、断じて許せない」と批判し、事故原因の徹底的な究明と早急な公表、実効性のある再発防止策が講じられるまでのCH53の飛行中止、安全管理の徹底に万全を期すことを強く求めていました。

米海兵隊は事故後、一時飛行を見合わせましたが、原因を一切明らかにしないままわずか1週間で飛行再開を強行しました。日本政府もその後、米側が徹底的な安全点検を行ったことや機体には問題がなかったことを確認したなどとして飛行再開を容認した責任は重大です。

よって、文京区議会は、政府に対し、以下の点を強く求めます。

### 記

- 1 事故原因の徹底的な究明と早急な公表、実効性のある再発防止策が講じられるまでの間、沖縄県内全ての米軍機の飛行中止すること。
- 2 学校や幼稚園の上空の米軍機の飛行を停止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

宛て

防衛大臣・安全保障法制担当

内閣官房長官・沖縄基地負担軽減担当

## 森友・加計疑惑の全容解明を求める意見書（案）

国有地をただ同然の価格で学校法人「森友学園」に払い下げた「森友」疑惑、首相の友人が理事長の「加計学園」の愛媛県今治市での獣医学部開設に便宜を図ったのではないかという「加計」疑惑は、いずれも安倍晋三首相や妻の昭恵氏が絡む国政の私物化疑惑として、通常国会で解明が求められています。

昨年の通常国会で明らかになった「森友」疑惑では、払い下げられた国有地に建設が進んでいた小学校の名誉校長を務めていた安倍昭恵氏の働きかけなどが背景になって、鑑定価格から9割も値引きされたのではないかと指摘されながら、当時の財務省理財局長が資料は廃棄したと説明を拒否し、のちに税金徴収の行政トップ、国税庁長官に栄転しました。

しかしその後、払い下げる財務省側が用地からゴミが出たことにして値引きすることを提案していた、口裏合わせともいうべき音声データの存在が発覚しました。さらに最近になって大学教授の情報公開請求に、財務省が省内の検討記録が残っていたことを明らかにしました。資料は廃棄したから詳しい値引き経過は分からないという説明そのものが国民も国会も欺くものだったことを示す重大な事実です。

「加計」疑惑をめぐっても獣医学部の開設は愛媛県や今治市の申請を受け「ルール」通り進めたもので、首相の働きかけなど後ろめたいことはないと説明してきたのに、事前に今治市の関係者が首相の秘書官と接触した疑いが浮上し、また獣医学部の新設提案が審議された「国家戦略特区」の関連会議には「加計学園」の関係者も同席していたことが判明しました。「加計」関係者の同席は議事録からも伏せられ、安倍首相は決定段階まで「加計」の計画を知らなかったと言い張るありさまです。首相が「腹心の友」と認める加計孝太郎理事長の計画を知らなかったというのは通用しません。

「森友」疑惑も「加計」疑惑も、国民の共有財産である国有地の利用や国の権限、税金支出などが首相とその周辺によってゆがめられたという文字通り国政私物化の疑惑です。解明が尽くされないまま幕引き、疑惑が放置されるなどというのは絶対に許されません。

よって、文京区議会は、国会に対して、国政調査権（日本国憲法第62条）に基づいて徹底した解明を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長

宛て

## 築地市場の豊洲移転中止を求める意見書（案）

東京都は、昨年12月20日、築地市場を2018年10月11日豊洲市場に移転することを発表しました。しかし、同12月25日に発表した豊洲市場予定地の9～11月の地下水調査結果では、環境基準の160倍のベンゼンや、不検出が環境基準となっているシアンなどが検出されました。深刻な地下水汚染の実態が改めて浮き彫りになったにも関わらず、東京都は「地上部分は安全」という主張を繰り返しています。

しかし、地下水を通して汚染が広がらないようにするための管理システムが計画通り機能しない、新たな土壌汚染対策だとした盛り土も行われていない状況で、建物内の大気が汚染される可能性があります。豊洲市場予定地での追加の土壌汚染対策も、どの程度の効果があるか検証されないまま進められています。

日本消費者連盟は、昨年12月28日付で小池都知事に対し、「豊洲移転決定の即時撤回と築地市場の再整備を求める」とする抗議文を提出しています。その中で、「豊洲市場予定地には有害な汚染物質が残存しています。そのような場所に生鮮食品を扱う市場を移転させることには食の安全を第一に考えれば、消費者として容認できません。豊洲移転は撤回すべきです」としています。

築地市場は都内最大の中央卸売市場であり、特に水産物の取扱量は9割以上という都民の台所です。将来世代の命と健康を守ることを考慮するなら、何より食の安全・安心が担保されなければなりません。仮に、市場を豊洲で開設した場合に汚染物質が検出されれば大きな混乱が生じる恐れがあります。このような場所に生鮮食品を扱う市場をつくっていいのかが今問われています。

よって、文京区議会は、東京都に対し、築地市場の豊洲移転中止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て

## 洪水回避等を目的とした流量確保のための 中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっています。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情でした。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込みました。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、概ね3か年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られています。

よって、文京区議会は政府に対し、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

### 記

- 1 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 「中小河川緊急対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 今回の「中小河川緊急対策プロジェクト」は、概ね3か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

国土交通大臣

宛て

## 所有者不明の土地利用を求める意見書（案）

平成28年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%に上ることが明らかにされました。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040年にはほぼ北海道の面積に相当する（約720万ヘクタール）所有者不明土地が発生すると予想しています。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名・住所を調べても分からなければ調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるが、探索など手続きに多大な時間と労力が必要となっています。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任するため、不在者が多数に上ると手続きに多大な時間と労力が掛かります。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきです。

よって、文京区議会は政府に対し、以下の点を強く求めます。

### 記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
- 4 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
- 5 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

宛て

農林水産大臣

国土交通大臣

## バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）

新バリアフリー法施行から 10 年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところです。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにも関わらず、全国の市町村においては様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もあります。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について一層の向上が急務となっています。

2020 年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要があります。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠です。

政府は、平成 29 年 2 月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞いています。

こうした状況を踏まえ、文京区議会は政府に対し、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には下記について措置するよう強く求めます。

### 記

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取組を計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
- 4 バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

国土交通大臣

宛て



## 家庭教育支援法案の国会提出に反対する意見書（案）

政府・与党は家庭教育支援法案（以下「本法案」という。）の国会提出を目指していると報じられています。本法案は、2012年に安倍晋三氏が会長となり発足させた「親学推進議員連盟」が長年立法化を目指してきたものであり、文部科学省も「家庭の教育力」や「家庭教育支援」の推進に関する審議会、検討委員会、懇談会などを重ねてきています。

本法案は基本理念で、家庭教育を「父母その他の保護者の第一義的責任」と位置づけ、「子に生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める」ことなどを掲げ、国が基本方針を定め、国や自治体の施策への協力を地域住民に求めることを規定しています。

これはあるべき「家庭教育」に踏み込み、「家庭教育」の名の下に、国家が家庭に介入する仕組みをつくるという法案と言わざるを得ません。

また、国が法律であるべき家族像を規定することは、その家族像に当てはまらない多様な生き方を否定することにつながりかねません。これらの考えは、国が求める「家族」が個人よりも優先される思想に基づくもので、家庭の中の男女平等や個人の尊厳を謳っている憲法24条に反する考え方であり、到底容認することはできません。

家庭教育の「支援」というならば、様々なニーズを持つ子どもを中心に置き、子どもの成長発達権に応えるという観点から議論されなければなりません。国が一定の価値観を「望ましいもの」と設定し、それを子どもに押し付けることは、子どもの思想・良心の自由、学習権及び発達権を侵害する危険が大きいものです。

本法案には、子育てを支援するための経済的支援やルールづくりなどの社会の制度設計より、国家によって理想の子育てを管理統制しようとする狙いが色濃く感じられます。

よって、文京区議会は政府に対し、国家が家庭に介入する仕組みを作り、子どもの思想・良心の自由、学習権及び発達成長権を侵害する危険度が大きい「家庭教育支援法」の国会提出に強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣

宛て

## 生活保護基準の算定の見直しを求める意見書（案）

厚生労働省は2018年度から、生活保護費の生活扶助本体や母子加算を大幅に引き下げるとし、生活保護世帯67%で支給が減るとの推計を明らかにしています。特に、都市部の子どもがいる世帯や単身世帯の削減幅が大きく、子育て家庭への支援強化や親から子への「貧困の連鎖」を断ち切るという国の政策に矛盾するものです。

今回の引下げの考え方は、生活保護基準を第1・十分位層（所得階層を10に分けた下位10%の階）の消費水準に合わせるものです。しかし、我が国では、厚生労働省が公表した資料によっても、生活保護の捕捉率（生活保護期基準未満の世帯のうち実際に生活保護を利用している世帯が占める割合）が2割ないし3割程度と推測され、第1・十分位相の中には、生活保護基準以下の生活を余儀なくされている人たちが多数存在します。

この層を比較対象とする水平均衡方式をとれば、生存権保障水準を引き下げることにならざるを得ず、合理性がないことが明らかです。このような現在の方式で基準を設定すれば、生活保護費は常に引き下げられ、際限のない負のスパイラルになってしまいます。このことは、生活保護基準部会からも批判が出ています。

いうまでもなく、生活保護基準は憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準であり、生活保護基準を参照している就学援助、奨学金、国民健康保険の減免、住民税の非課税限度額など、労働・教育・福祉・税制などの多様な施策の運用基準と連動します。生活保護基準の引き下げは、生活利用保護世帯の生存権を直接脅かすとともに、生活保護を利用していない市民生活全般にも多大な影響を及ぼします。

よって、文京区議会は政府に対し、生活保護補足率の実態を鑑み、水平均衡方式のあり方等、現在の生活保護基準の算定の見直しを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
厚生労働大臣

宛て

## 「カジノリゾート整備法案」の国会提出に反対し、「カジノリゾート推進法」の廃止を求める意見書（案）

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下、「カジノリゾート推進法」という。）は、十分な国会審議を経ることなく、2016年12月に成立しました。本法により政府は、「施行後一年以内を目途として」必要な法制上の措置を講じることとし、「特定複合観光施設区域整備法案」（仮称）が国会に提出されようとしています。

この法案で想定されているカジノは、「会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設」と一体となる施設で、いわゆる「IR方式（統合型リゾート）」です。これは、民間企業が直接、施工・開発運営する完全民間賭博場であり、日本で初めて民間賭博場を解禁することにつながります。また、カジノで指摘される負の影響としてギャンブル依存症問題、青少年への影響、暴力団対策、マネーロンダリングなどの問題点は先送りされています。

更に、カジノリゾート推進法第1条では「観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する」とありますが、世界においてもカジノの失敗例は多数にのぼります。経済効果を多く見積もる試算もありますが、カジノに伴うギャンブル依存症の増加など社会的コストなどについて事実を公にしています。そもそもカジノは「ゼロサムゲーム」に他ならず、単なる所得移転であり、付加価値は生み出しません。経済効果があるとされる試算は、むしろカジノリゾート開発という大型公共事業から「計算された」皮算用であり、バブル期の地方におけるリゾート開発の繰り返しを行うものに他なりません。

よって、文京区議会は政府に対し、下記の事項を強く求めます。

### 記

- 1 政府は、「特定複合観光施設区域整備法案」（仮称）を国会提出しないこと。
- 2 政府は、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

経済産業大臣 宛て

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（地方創生）